

業務委託仕様書

1 目的

委託者那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）が管理運営を行っている那覇・南風原クリーンセンターに搬入される不燃ごみ処理業務における車両運転業務を受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託するため、必要な事項を下記のとおり定める。

2 業務名

令和5年度 不燃ごみ処理業務に伴う車両運転業務委託

3 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 作業場所（別紙A参照）

所在地 南風原町字新川650番地及び641番地
那覇・南風原クリーンセンター及び隣接の不燃ごみヤード又はプラザ棟2F

5 不燃ごみ年間想定処理量：2,587 t

令和5年度作業日数：257日（土日、12月30日～1月3日は休み）

1日当たり想定処理量：2,587 t ÷ 257日 = 10.0 t

6 業務の内容及び方法

- (1) 不燃ごみヤードに搬入された不燃ごみをプラザ棟2Fに運び、処理作業員が作業しやすいようにホイールローダーで敷きならす。
- (2) 分別後の不燃ごみ、及び不燃ごみから分別された可燃ごみを4トンドンプで各ごみピットへ移動する。
- (3) 業務を進めていく中で、業務内容及び方法等について改善すべき事項が出てきたときは、協議の上改善していく。

7 施設の使用等

- (1) 本業務の実施に際し、甲が提供した設備（電気、水道、トイレを含む）については、乙はこれを無償で使用することができる。
- (2) 乙は、甲が提供した設備（電気、水道、トイレを含む）を用いて本業務以外の業務を行ってはならない。
- (3) 乙は、甲が提供した設備（電気、水道、トイレを含む）の使用に当たっては、善管注意義務を持って取り扱うものとする。

8 遵守事項

乙は、本業務の履行にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 労働安全衛生や関係諸法令を遵守し、作業員の安全と健康を確保するよう努めること。
- (2) 車両の運転に際しては、交通法規等を遵守し、安全運転に努めること。また、施設近隣には住民が現に生活されていることを意識し、騒音を発生させないように特に注意すること。
- (3) 作業場所及びその周辺は常に清掃し、整理すること。また、ごみが飛散しないよう注意すること。
- (4) 停電、大雨その他事故が発生したときは、速やかに適正な措置を講じ、その状況を速やかに甲に報告すること。
- (5) 搬入された不燃ごみについては、乙は迅速に作業を実施し、次回的那覇市及び南風原町の不燃ごみ搬入日までには滞留がないよう処理するものとする。但し、ごみが平均的な搬入量

を超え多量に搬入された場合等はこの限りではない。

9 その他

- (1) 作業日数は土日及び12月30日～1月3日を除く年間257日とし、作業時間は7:00から16:00(8時間)とする。ただし、時間帯調整はできるものとする。
- (2) 不燃ごみ分別処理業務の処理状況等により、車両運転業務の停止等を行う場合は、必要に応じ、関連する業務に当該人員を配置し作業を行うものとする。
- (3) 乙は、緊急時の連絡体制表を甲に提出し、緊急時の連絡が図られるように連絡体制を確立すること。
- (4) 乙は、当月の報告を翌月10日までに甲に提出するものとし、作業状態の検査を受けなければならない。
- (5) この仕様書に定めがない事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。